沖縄県立芸術大学大学評価基本方針

令和3年4月1日

沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)における大学評価は、この方針に基づき行う。 実施に当たっては、内部質保証推進会議(以下「推進会議」という。)並びにその下に設置 する部局等の自己点検・評価委員会(以下「部局等委員会」という。)及び自己点検・評価 専門部会(以下「専門部会」という。)が連携して行うものとする。

第1目的

本学における大学評価は、教育研究水準の向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するとともに、内部質保証の実現に寄与することを目的として実施する。

第2 定義

- 1 自己点検・評価とは、学校教育法第109条第1項に基づき本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- 2 認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関が行う本学の評価をいう。
- 3 部局等とは、学部、研究科、全学教育センター、芸術文化研究所、附属図書・芸術 資料館及び事務局をいう。

第3 評価の種類

大学評価は、自己点検・評価、教員業績評価、認証評価その他第三者評価とする。

第4 自己点検・評価の実施

- 1 自己点検・評価については、推進会議において実施要綱を策定し実施する。
- 2 本学の自己点検・評価は、部局等を単位として部局等委員会が実施し、推進会議が 統括する。推進会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 3 本学の自己点検・評価の実施に際しては、地方独立行政法人法の規定に基づく法人 評価のための自己点検・評価の結果を活用する。

第5 教員業績評価の実施

教員業績評価については、別に定めるところにより実施する。

第6 認証評価及びその他の第三者評価の実施

認証評価及びその他の第三者評価については、関係法令及び評価機関等の定めるところにより実施する。

第7 評価結果の公表

大学評価の結果の公表は、刊行物への掲載、ホームページ等インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うこととし、その具体的な内容及び手段は推進会議において定める。

第8 評価結果の活用

- 1 推進会議は、大学評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項について、その改善に係る方針(以下「改善方針」という。)を策定する。学長は、これを受け、部局等に改善の実施を指示する。
- 2 部局等委員会は、改善方針に基づき、部局等における改善方策及び改善計画を策定し、改善を実施する。

附則

この基本方針は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。